



開國起原

伊 5
2110
34



特
2110
34



開國起原卷三十三

外國人居留地之制下 附犯罪人召捕之件

慶應三年丁卯四月十三日(西曆一千八百六十七年五月十六日)

兵庫港并大坂小於之外國人居留地
之定立系取極

第一條

日本政府兵庫に於て條約濟各國人民の居留
するは神戸市街と生田川との間にある地面を
定め別紙繪圖面に紅色に彩色せし地面を築
上げ海岸より次第に高く水落しを採りて爲し
海崖に長サ四百間を下りて石垣を設け以
て決りて是れ道路を築き下水を掘りて

第三條

前條取極の外國人の爲に用意せし地所迄は塞
り猶他の場不入用の時に至れば不入用次第の山
原を廣げ神戸市街にて地所或は家作を不持

する日本人は是れを外國人の代償地とする事係り
たる事

第三條

條約通り大坂に於て外國人の家を借り住居を
し一區の場所即ち別紙繪圖面に紅色に彩色せし
地面は日本政府より貸し置かれ一區の区内
にて家屋を所持する日本人之を外國人に貸渡
す事を好まざる時は無理に貸さざる事を爲
す事且日本政府に於て條約の條の各國人民大
坂港に於て地面を借り家屋を建てし便利を與

人事を欲すれば右繪圖面中藍色に彩色を
場所を家屋建造の爲り日本政府より外人に貸
與ふ——日本政府より右地面の西邊に在る今農
業耕作の地所を他の地面を平均に築き石垣を
設け要用の道路を開き下水を掘り在るの樹木
を精々注意し——を儘に存す——

第四條

右家屋建造の地所右外國人にて借用し猶他の
地所入用の節亦右如く入用之を南の方へ廢む——

第五條

海舟書屋

右兵庫大坂兩所の地所共當所十二月七日(西洋
千八百六十八年一月一日)迄は外國人所用の爲上
文の通用意致を——

第六條

日本政府外人所用の爲り右地面を用意するに
入費を地券賣渡代を以て償ふ——地面を分
割し其價直は地位の好惡に因り多少差違あり
りと雖も其金高は日本政府の諸入費を以て算し
に計算する——右入費の高を算し外國人に
雜賣する爲り元價を定むる——條約滿各國の

人民は右糶賣より入用支の地面を借用し得る
右糶賣元價より越えたるより日本政府より
費を金高の多利息たより償且其入費を償還
能はざるの危険を冒したる償より日本
政府に取置る也

第七條

大坂兵庫に於て外國人の貸與ふる地面と年々
其地稅を納むる右地稅と往來并下水の修
復居留地掃除常夜燈並に取締の諸入費を
充分償ふに足ると思ふ高を算定し且

海舟書屋

従来日本政府に納むる地稅を拂ふ也

第八條

兵庫大坂に於て外人居留地を作らば前條より
取極め存る所地面と前條所掲の糶賣に非
れども日本政府より外國の政府或は社中より外人
たりとも家屋建築は勿論その他何用の為とも之
を貸與ふる事ありしうす且日本政府より居
留地内外を論を以てコンシユルの為別に地所を貸
與ふる事あり

第九條

兵庫並に大坂小坂に於て外人の貸與する地
面の元價毎年納むる地稅。道路。地區。下水の
敷設。廣狹に於て糶賣する地面の多少糶賣の
方法及び其期限を外下文に書載する墓地の設
方ハ日本政府並に各國公使と商議す。

第十條

千八百六十六年六月廿五日江戸に於て取極し約
定書に法不倣ひ兵庫大坂並に於て外人
の荷物を積むるを保險を立得る貸藏と日
本政府に於て設くる兵庫に於て繪圖面中並

海舟書屋

色不彩をいふ場所には貸藏す外日本政府の
用地とて除くをいふ。且今起工の修築場
と取除くるをいふ。

第十一條

各國人墓地の儀は兵庫に於て是外外人居留
地背後の山手大坂に於ては瑞軒山に日本政府
府より設くるをいふ。大地所垣牆を日本政府
設け掃除修復の費用を外國居留人總傳
て出さるをいふ。

第十二條

外國人の居留を以て西海岸の一港を撰み又江戸にて外人借家をする場所を定むる事と各國公使に於て日本政府に右議の上決議を乞ふ

右は條約及び右小損家約書の上意に隨ひ又以取極に基き以て施行を乞ふ

攝州神戸村は用地共外陸手當

以下方々儀伺書

海舟書屋

私由代官所

攝州八部郡神戸村

一 高百拾八石斗九升五合 所用地

以反別拾七町三反五畝拾五卜

以反別銀九百三拾三貫三百七拾五匁六厘

但此反別平均銀五貫三百九拾目五卜三厘八毫余

内

田高四拾六石七斗肆升八合

以反別四町拾七卜

畑高七拾五石四斗六升三合

以反別拾三町三反廿八卜

外小物成運上場凡反別壹町三反九畝卜

此法多尚浪三拾七貫四百六拾四兩部卜四厘

但壹反有浪計貫六百九拾五兩部卜六厘九毛

内凡反別壹反卜

是之右地續共大繩反別四反三畝卜新開地

高入之儀右類之付尚外檢地可取計處

外國人所用地繩内之籠り之付當五月中

序内裏右儀之付之由是圖以前之入之今

般地平均由是法之掛之付之由是高入

海舟書屋

可取間合之由是之付片物成運上場所用

地取計之積り

外小物成場凡反別壹町六反三畝卜

内凡反別三反三畝卜 兼廉大繩反別

是之同所續海岸西手長部百間之場所

地之神戶村之船稼并漁獵等是之由是

越之由是除之儀中之由是之由是沙汰以

前之付今般取調方見合之由是

一 建家四ヶ所

以建坪六百三拾四坪八卜三厘

此取構替片手貴銀三百拾四貫貳百四拾目八十五厘
但建坪壹千而三付銀四百九拾五兩

外銀五拾一兩吟味三付減又

一土藏拾九ヶ所

以建坪七百七拾八坪

以取構替片手貴銀四百貳拾貫百貳拾目

但右同斷銀五百四拾目 外銀六拾目吟味三付減又

合銀千七百五貫百九拾六兩七十五厘

右之私法代官所攝所八部郡神戶村地内兵
庫法深港之付外國人若留地可若來因烟葉作片

海舟書屋

手書等之儀先般外奉切塚系但馬守外差遣
外國人之應接滿繪圖面之取調之字書面之用
此座右土地平均出賣法分早之取掛之振出地町
在初市内日向之談之付先右片手出賣其地持主
口下置之止之儀之無之存之取調活計之失以
一村人氣之も拘り之留書面片手出賣金之下方急
速片下知之下屋右之趣所奉外之談合之存
高之書之方中之存尤右片手用地片手引方之儀
之別紙之取何之振可仕之儀之別紙因烟葉入
直後書付部冊右添以段奉同以上

慶應三卯年七月

齋藤六藏

所勘定所

英官吏シールより差出

競賣多地區貸渡之條款

第一款

一地區之圖面を審視せし通地區より右地區之本紙
未己未之見合とて日本政府地所懸り士官の
調印し大坂表を各各必岡士館之詰所に留

海舟書屋

置の魚

第二款

一高く着價之者も引受主及兩人歟或其余之間
に争論起るハ地區を再賣せし

第三款

一各自之地區一坪何程之定價あり増加多事
なき坪に付き鎮之を合より以下を増加せし如く
及尋面を政府之間亦之通り記載せし

第四款

一落價之後引受主は一區之地區より二百五拾兩鎮之内預限

在大坂奉行の受取爲く命らる。日本地不足り
士官款或其筋の彼方の納め右高き請取書右源
一納方七金銀銀銀横濱政府之手印を以て納む。

第五款

一競賣より貸渡方決定しその内額銀納め右松懈
情を以て地區再賣する及不足の價を以て最初の
引受より償ふ。若又三日の内急座償ふ。其
く後大坂横濱の商人の國々國士館裁判場
に吟味する。

第六款

海舟書屋

一地所貸渡る證書出本たるを以て告知。右告知
を以て十日の内公衆引受を以て不足の價を以て内
額を銀弁捐する。一前約の懈情を以て地區

を公衆に競賣して再賣する。其競賣の日を後
所より觸る。其再賣の申す至る不足の價の起
るに之引受主の償ふ。告知を以て後三日の内
右納め方怠れを既にして記載を以て困り當人を吟
味するに然る。

第七款

一地所貸渡證書毎二拾銀を謝金を差出す。

第八款

一 地區引受代價之外地區引受之由緒之者分
十年何程之土地料日本政府納む一千八百六十
幾年何月幾日大坂地區條款之通年之取立
初度役所納方之代價納め日台始次年毎
土地料納む也

第九款

一 歐羅巴人及亞墨利加人之外支那人或其他國民
之商人或或外之國民之各前之此地區競賣
於引受事能之喻之歐羅巴人亞墨利加

人多り之區之地台其餘當然之持地より外之
高家用之引受之事能之又商人之持地既
引受多持地あり引受之事能之又最納
懈情を地區再賣之節を既記載を
外孰れ之國民或既一區之地之持立之
ハ買手能之也

第十款

一 地所貸渡證書を渡せし日より三ヶ年以内
館に届けの多敷なき時之死者欠債之外取扱
方或公之讓渡方當り者之競賣より

右種之節地區は持主ノ人歟或出ノ人引合
前書にて引譲る事あり然れ一右地區再賣
買賣之付地區は持主ノ人買入ノ事有限之事一既
小紙載き一通り之地區廢地ノ事も故三年
之引譲渡之所謂ナリ

其十一款

一惣引譲渡ノ事數ハ政府ノ地所掛り役所ノ自
本地所掛士官ノ局ニ屬シ尤其九ノ條款ノ外
之讓渡ノ事數能ハ自然前ノ記載キ一條款ノ
外讓渡方ノ事數ヲ示シ不都合ノ讓渡取引受人

歟或ハ持主歟ノ當人ノ國ノ國士館ニ其當人
宛問一紙ノ不都合ヲ引譲渡方ノ人ニ其地區
取揚る事一

其十二款

一 地所貸渡證書は「日ノ三年ノ後ニ至リ外
地區持主ノ者ハ或ハ持主ノ誰人ニ其地所貸渡
」右貸渡ハ只歐羅巴一里ノ利知人ノ限ニ屬シ

其十三款

一 競賣ノ事貸渡地區ハ明白異別ノ境界ヲ指指示
買入人ノ欲キ人ニ地圖ノ紙ヲ通リ之ヲ派

之地位及望之小充一多此之既競賣之讓渡也
後之誤り間違ひ等々欠缺を去り儀決り中
立らぬ旨を又反對之次第に於ても違約不能
事一回振り

第十四款

一 右競賣より自然不賣之地區に日本政府より折を
考へ競賣より貸渡すべしと云ふ日本政府に於て
其後之競賣より定價に今記載之通りある
為り又日本政府私に約定より不賣之地位を定價
の減る事能はざる或は競賣より貸渡條款不

海舟書屋

布告より減少之地料にて貸渡事能はざる也

九月廿二日

大坂町奉行所より知りて町奉行英國士官ニル
應接目付松野弥八郎より立合相越

對話書

一 應換投早

奉行

一 居留地貸藏前荷上祈儀之何間程大サ拵
形事正事哉

中式間長サ或間程ニ築出多ク宜ク産在

一 三ノ所荷上祈間ハ何間程多ク宜ク産在

貸種ニ産前ニ最ニ相成多ク所ハ其具計ニ築

出多ク宜ク産在且富士館ニ場所一々不同振

之大サ多ク序築出可多ク在場所ハ苗之由ニ接

其場所を差多ク言

一 居留地廻リ石垣の上ハ胸壁八寸角石ニ枚積上

其積石多ク宜ク産在

右多ク宜ク産在

下水ニ儀當春英國公使渡来ニ節談判ニ就

ニ多ク道ニ下ハ人々往復出来多ク程ニ大サニ掘産

上中ニ得共右掘大成埋植多ク水床高ニ場

所故却多ク不為多ク存多ク留道ニハ浦鉾形中高ニ

掘雨落ニ所ハ下水吐を仕立外廻リ道邊ニ下

を埋植ニハ川口ハ流ニ多ク掘掘多ク如何

其節及未談在

其先ニ其産在往來下ニ埋植ニハ多ク宜ク保

方不宜多ク間涉談ニ通多ク宜ク産在尤角落

下ニ下水吐四角多ク宜ク宜ク宜ク中産在九ク

居攝可各集能

一右之題を其許より公使に申通し其後

兼知仕能

一居攝地地割に儀定給書面を其に
後少く抄撮右智別紙に通書成之間最前
に引替貴國公使に其差を其後且各國公
使に其差を公使より通達するに撮り取計彦に

兼知仕能を其通し可申能

一居攝地樹木に儀道敷く公使に掛合
伐取る事も宜し

伐取る事も子細志有る旨を其後掛合
上より尚念入るに宜し

一左より其後より掛合を其後

兼知仕能

一居攝地出木に違攝本町迄に借定るに當り

三指人程可悉先指同程に申出さるに宜し

一入堀埋立土藏建物取拂に儀公使に其差を其後
申出得其許給るに趣を其後埋立取拂に申出
候中聞取申す通取計に其後其段を其許より
公使に可申入る事

義知伝

一 居昌地糶賣規則之儀此程に其出落申義知
一 右に右に可敷之存多しとも兵庫表も同様之儀
一 有際田日向打合之上たうて之挨拶難存
一 右故に前記義知に此國公使に之書翰に
義知不申也

此元之儀に日向打合に右に挨拶之上に兵庫表

此に何れ三ニストル之書翰に此に義知不申也

一 屠牛場之儀安治川下石田新田堤下川縁に埋
立之積坪數三百六拾坪居昌地より割捨す町

程隔中に右に三に三に三に

至極に三に三に三に

一 右場兵庫表に義知之序に一見此跡に存

兵庫表に陸地に義知之序に別條に義知

見分可伝

一 瑞見山墓所之儀周囲に柵圍ひ等不跡に

之在年より存

土堀に之に法圍可伝下

一 義知に三に三に

一 地所糶賣之儀に一區に之場不一地面に之何程に

中事を糴之以多し儀を其部

左指す所也

一 落札之節或百鎰之内納銀い多し地領之内
に可納もの之内納る也

左指す所也三日後可納金高之内を
日之内に相納る儀も所也

一 心得違ふ所儀有るは江戸表より用市相成
るもの諸運上の積算表を以て取立江戸より
貸糶料計取立且江戸港より外國船入船不
成事より治定より送るを得共當地も同指す外國

海舟書屋

船より諸運上取立儀を兵庫より取立當地
より貸糶料計とす

兵庫より税納海より分る貸糶料計と心得
同一所分税不納もの當地より諸人税取立
儀も所也

一 家前右談所居留地繪圖面より儀を認次其明日
式枚差考を留所片手敷横濱表より其差考を
拾取する

兼知行所

一 居留地居半場見分る儀をいつ所を越す也

明日十時より越え可仕る者も満月限取
極兵庫上より越え可仕る者も七日程
逗留於保坂仕る積り産る尤明後日陸地を
越え存候

右早子退散

慶應三年丁卯十月九日(西曆千八百六十七年十一月

四日)小笠原壹岐守同意決定

會議書

千八百六十七年七月十五日横濱外國人居留地

海舟書屋

内借地人等會議古居留地取締儀と日本政
府に於て引交わ成る取捨一層首を以て各國
公使へ書面を出し在り付公使一同集會古書面の
趣意評議の上右居留地取締並に居留人養生の
着肝要なる條件を議定し左を通り申述存

第一條

日本政府は横濱亦於て別に居留地取締役而を
取建神奈川奉行場の差圖を受てて外人入
居の取締役と相定む事

第二條

神奈川奉節支配の取締後と横濱外国人居留地の内にある道路下水の修復掃除の事を心附其仕よを見分きし一且取締向并に道路下水の事と付外国人より右役所へ申立書を致し又不法の外国人有る時と神奈川奉節の差出を受て國コンシユル目録ありて孔明可致事

第三條

神奈川奉節支配の取締後横濱居留地内の外国人を保護し又神奈川港内の外国人不法を働く者を捕押しし外至見廻方の取締を心

海舟書屋

漫且差出をたしし一若取締後及神奈川奉節支配の日本人又と外国人の見廻方の者條約漸外白人の不法なる者を捕し一時は其國のコンシユルへ引渡さし一コンシユルは其者をとり取味流さし此の旁に差置る事

第四條

横濱居留地又は神奈川港内に居住する支那人或は條約未済の外国人取締向並小刑法と神奈川奉節より右取締後存寄を尋ね且外國コンシユルへも右談の上可取付事

第五條

外國人より可差出地租を収納の期限に至り
右取締役人より速に取立を納付し得べき
る時其國のコンシユルへ可差出事

第六條

各國公使は衆人の生業を爲す爲る留地
或は神奈川港内に酒類飲食遊戯の商家及
酒類を賣る者の敷を減省せしむべき國のコン
シユルに命ぜりし且向後右商業を免許しし時コン
シユルより其書付の寫を速に神奈川港に送ら

海舟書屋

出せし一若し私に右商業を爲す者ある時右
取締役人より其コンシユルへ可差出事

第七條

日本政府は外人の安全を爲す爲る神奈川港内
へ輸入する物品の内火薬並に自然發火する
物品の類を右港の敷料を出し其積置たる相
應の場を設けし又各國公使は其國人
等右諸品を他所へ貯ふる事せしむる取計を
爲すべき事

千八百六十七年 癸十月廿八日

(慶應三年丁卯十月二日)

ハルリ。エス。バルクスアル。ゼ。ファン。ファルケンボルグエム。
フォン。ブランドド。デ。ガラーフ。ファン。ポルスブルック

慶應三年丁卯十月朔日(西曆千八百六十七年十一月廿六日)

外國人江戸小居留する取極

第一條

別紙繪圖面に赤色小彩色を以て区内を條約済
各國の人民賣賣の爲家屋を借り且其所に住
居する事を得るべし然りとすとも右区内に

海舟書屋

家屋を所持する日本人若し之を外國人の貸
する事と不好財とを以て不反し之を以て貸さしむ
る事なり且又日本政府江戸小居留も各條約
海の國人開港場に於て地面を借り家屋を
建てる條約の旨趣を以て同指たる便を以て
事を欲まねを右繪圖面中藍色に彩色を以
て場所を家屋造営の爲小貸與する用意を爲す

第二條

官家屋造営の爲小存する地所追々寧ろ猶他
の地所入用乃節に於て是れを別紙繪圖面にA A E

三六
記き「場所を日本政府より用意し周囲に幅六間四尺(四十フー)以上の道路を建設し」然れども其後於地面入用の節は其都府赤色に彩色を「区内に造る廣く爲し」

第三條

別紙繪畫面中藍色に彩色を「場所を日本政府にして其十二月七日迄不在來の家屋を取除け其周圍に幅六間四尺(四十フー)以上の道を開き適宜に下水を設き道路を造り其区内の地所を大坂兵庫外必人居留地取極其の第七

第八第九條の趣に隨ひ外國人の貸與を

第四條

別紙繪畫面に赤色に彩色を「区内を通過する掘割を其十二月七日迄日本政府にして掃除し其後絶えず丁寧に掃除を爲し尤も掘割掃除の諸入費は日本政府より出さす」

第五條

別紙繪圖面にBと記き「区内を其諸不在掛り居る外國人旅館屋を日本政府より其十二月七日迄不在來の家屋を」尤も旅館屋を日本

人の取扱たるを

第六條

日本政府別添繪面にて記きし場所便
宜の陸揚場を設け各個人所持の荷物陸揚
或は船積のため適宜の素舎(雨露を凌ぐ為
の小屋)を暫時荷物を置所)を設建し且
江戸を罷港場非れを外國商船等碇泊し
るに外人所持の荷物を即ち條約附録交
易規則に隨ひ横濱より改を設け回所或は他
の開港場より輸入税を納めたる上江戸陸

揚し且江戸に於て輸出税を取らざる都合
より江戸を常分の内外國人江戸より輸出品
物産は横濱運上所に改を設け輸出税を納
免たらずに非れを同港に於て何れの外國船にも
船積しるに

第七條

本書附録の規則并條約附録の交易規則亦
隨ひ外國人所持の荷物運送船引船或は乗合
船等航前蒸氣の差別なく江戸と横濱の間
を往復しるに

第 八 條

江戸へ出る外國人官員は、て官服を着用し
たる士官の外は、神奈川奉行一覽附ある鑑札
を携濱に留る國のコンシエルより請取之を、町持
まへ、而して陸地通りの者は、六郷渡場、ゆて
之を見せ、船路通りの者は、江戸甚場、に到着
の上之を、日本役人に示さへ、大友貞の外鑑札
なく、江戸へ出る者あらは、取押へ、國のコンシ
エルへ引渡す、ゆ、右外國人に、江戸開市の趣
意條約面、通に遵奉せ、めん、可為たり

海舟書屋

第 九 條

荷物運送船、引、松葉、合船、等、都て外國船、江戸
へ着、ま、時、軍艦、附、屬、船、を、除、き、白、き、標、本、を
ま、た、系、兩、臺、場、の、間、より、入、津、ま、へ、大、各、船、中、堂
場、の、所、へ、着、ま、る、時、日、本、役、人、之、に、系、組、む、為、す、不
ふ、止、り、お、相、ゆ、へ、其、附、各、船、の、船、司、は、右、系、組、の
日、本、役、人、に、申、上、事、を、あ、ら、は、系、組、人、の、目、録、を、渡、し、
外、國、人、を、各、を、鑑、札、を、見、せ、し、ま、也

第 十 條

日本政府と右各臺場の入りより外國人居留地

また松路に標杭或は浮標を設くる事

第十一條

江戸在留外國人々左の記を境界の内は遊歩勝手次第たる事即新利根川(或は江戸川といふ)より北の方金町の関所迄より西の方水戸街道に沿ひ千住宿大橋迄より隅田川以南川上へ登ると古谷上の郷迄より小室村高倉村小谷田村萩原村宮寺村石高村三木村田中村の諸村落に沿ひ日野村迄線を引き日野村渡場より玉川に迄を限りたる事

海舟書屋

外國人々江戸市街各所不控水陸往來は事り本人同族差障たもの事

慶應三年丁卯十一月朔日(西曆千八百六十七年十一月廿六日)

越後新潟佐州夷港外國人居留取扱

第一條

日本政府と貿易の用不給たるは佐州夷町の内ふくむ等の貸納屋を取建箱棧貨物を積置かむべく尤も敷三十日の間を香料を取立たる事

第二條

新潟より東港の沖に碇泊する商船の爲に相應の貨物運送船を設け右両所不於て荷物を陸揚又は船積を以て且新潟より東港の間不往來する運送船を設け荷物を以て急運送を以て爲し尤右は何等もお留の債銀を可取立事

第三條

新潟より東港の間の渡船を便ならしむる爲に本政府に於て蒸氣船を備置し往來する者並荷物を運送し又は荷物運送船を引かむる爲に尤相當の賃銀を取立しと雖外商人所持の蒸氣

海舟書屋

船或は運送船を以て右不用に充てず勝手たる事

第四條

若し東港海岸に於て荷物揚卸不便なる節は日本政府にて東町の後にある湖水を海より往來の通路を開く爲き事

第五條

且由政府に於て新潟川口邊にお留ある燈明基を取建第一等の燈火を點し且水戸に標木或は浮標を備へ川口の出入を便ならしむる爲き事

第六條

新瀉に於て他の開港場同様賃納屋を新建且
荷物揚卸を便利にせん為適宜の揚場を
建てる事

第七條

外國人新瀉並實港の市中に於て日本人と
相對して旅宿住居或は倉庫を借り又或は買
入る事勝手たるべし又兩所に於て正當たる
所用の爲地面を借入る事勝手たるべし
尤別に居留地を定めしむべし新瀉並於て外人
地所を借入る境界は東北は海岸並川面を限

海舟書屋

り西南は當今まは支配所の標杭ある場所を限
り是を四圍は外政府へ年工賃を納り地を右對
を許さざる事最廣事新瀉に中立免許を受くる事

第八條

新瀉に於て條約滿各國人民の遊歩期程を奉
新所より各旁へ五十里を限るべし其山川の
景況より由て定むべし佐瀨と今島を限程を
する事

千八百六十一年三月廿三日江戸佛蘭西コン
シユルゼ子ラール館内にて

外國事務宰相両台下に呈す

日本萬延二年二月一日(其三月十一日)台下より平
に贈り給へる書翰を拝受す右書中より日本
取締り役人法律を犯せざる外國人を(刑罰を)
す權威を定むる事を記せり

予右の事を熟考し英國ミニストルと會合して
兩三條の考案を成したり余等ハ務めて日本
貴政府を援助し且我々國人不作法を為せ

海舟書屋

ハ余等ハ心痛く関るを以て務めて之を制せん
事を預けり故に日本士官の所置を定め并
に此を事を得ざる場合の外に我々國人の身
体自を害す事あるを暴行を制する諸
般の誓約に附合する見ゆる所の一法を建
んと欲す蓋し身体自を害する事ハ我々西國
法則の基とする所あり

余既ち前日外國を以て面晤の時余々意見を
談さんて欲せり同人當りハ此事を談する處に
全權を受す唯々尋問す末此れを以て

余口頭にて此事を台下等に報きんう爲す同
人等談する事をも止むアールコック君と之を
談するを以て是れなりとせり

余昨日英國ミニストルより聞し「同人昨日台
下の書簡を送り右一法を逐一報」たりと
いへり是故に余は全く彼を談せし事を報し且
余等々達きんと欲する目的は適當なる良術
を具ゆる事を報するの外他は建白すべし
事件あり（即ち法律を保護し且英佛両政
府に於て如く我國人より外人を永く交誼を保

海舟書屋

持せん事といふ）最も良術とする所の者ハ外
國人乃見知るべき鑑れそコンシユルより日本士官
に免許状を與へ定例の如く外國人と所置を
示すべしなり

是故に余は台下余り定む所の説を撰ひ用ひ
給せん事を請ふ恐惶敬白

ドセントドベレクル

佛國公使に

以書翰中に在外國人をも各開港場に於て不法

之振舞有之。而捕引渡。方規則之。義。付
尚春中酒井。右京。元。正。年。次。其。也。也。
於英國公使。右規則書。取調。差。出。也。也。
万端。同公使。同意。也。也。也。也。也。也。
叙別紙。之通。取。極。可。中。積。同公使。之。談判。以。之。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
之各港。事。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
定。可。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

荷蘭公使

海舟書屋

以書簡中。入。外國人。也。也。各。開。港。場。於。不。法
之振舞。有。之。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
今叙。別紙。之通。取。極。可。中。積。英。正。公。使。之。談判。以
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

亞國公使

以書簡中。入。外國人。也。也。各。開。港。場。於。不。法
之振舞。有。之。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

先頃申討話を細聴おぼひし事々々々今般
別紙を通取極可申積英國公使と談客と一
旨右寫を以打合おぼひし事々々々其
各港奉事所にて達し、亦後亦代々規則を定
可申津具強云

英國公使を談客おぼひし事々々々規則書と寫

神奈川に於て日本取締方役人條約を取
結ひし事々々各國の臣民と對しを施行する事
法則

海舟書屋

神奈川に於て法度を保護する事々々命をうけ
る役人のおぼひし事々々乃コレシユライル吏人の名記調印を
し神奈川奉事所よりの特許状を所持する事々々以
て此の箇條に於て外國人を捕ら
の權ありし事々々

且捕らざる事々々箇條

其一日本人より暴行を止む事々々此を戒め
る事々々尚是を止む事々々

但罰を醉負ふ事々々此を許す事々々

其二日本役人或は他の日本人と向ひし事々々現に

暴行をおこなう者

第三粗暴なる騎行をおこなう者

第四自家構内并角場外より発砲する者銃撃古

くを定めたる場所の外を標的を建てて發

砲を撃つ古又之を放奔し人を撃つ古一危

害を致す古

第五遊獵する者又一回銃放發の道具を持つ

聖外に出て遊獵の企ありと見ゆる者

第六歐羅巴人の台仕り支那人の騎行する

者今日本法度風習を背くものなり

海舟書屋

五捕り魚

五捕り仕方

五捕の仕方左の件より外に魚

第一取締り役人より犯法人を連共しコシエ

ル館より同道をんちけり時ハ其指揮より行ふ

魚一己コシエル館より取り偶コシエル内

より取り時を待て談判し及ぶ

第二取締り役人と暴厲な仕方を以

ても之を捕り魚

但繩をかくるもの可成大に傷け或ハ疼

痛を起さしむる魚を不里とあきしむる
此細く罪科を犯せる者も其捕らざるを
御とあき○唯見別々の鑑札を渡さしむる
十分とあきしむる

但其鑑札を渡さしむるを肯んきざる者も
其捕らざる

既ら其捕らざるとき見分々の鑑札を渡さしむる
帯さしむる時と其始さしむる出合さしむる所の歐羅巴
人共コンシエルより鑑札を受くる者も其是
を良と思ふ時と其鑑札を渡さしむる證人ともあき

海舟書屋

此を渡さしむる可しむる双方直のコンシエル館より
くはしむる時と其捕らざるを止むる○若し
初に捕らざる者途中に其逃出し再び捕らざる
と能はざる時と其證人ともあきしむる者より二百
ドルラルを限らざる過料を出せしむる

備考

此法則を怠りし罪を犯し又不法乃取扱を犯
す外國人とも其次其よりお當の罪科を渡さしむる
為さしむる罰金をも拂らざるは其罪一且日本
役人乃其罪を犯せし者も神奈川幸坊よりお當

之罰を受く處を事とす
 其他若し日本人外國人の數に於て其の多しを以て罪を犯
 した時之を捕へて其の罪を以て其の多しを以て決定せり○
 若し此事十分双方に同執あるに偏黨するもの
 明證ある時外國人を捕ふる處を日本取締
 方役人の權を以て之を以規則書も全く廢棄せ
 られし法を保護する為に更に他の所置
 を要すし其分を以て之を以規則書も全く廢棄せ
 し處を宿所の鑑札

海舟書屋

宿所姓名
日本文字
而記

以鑑札と心得の爲に規則書中より記を以て其
 罪科ありし外國人を捕ふるに權ある日本
 取締方役人より其の多しを以て其の多しを以て
 以て之を捕へて其の罪を以て其の多しを以て
 之を以て決定せり

鑑札を帶ぶる者某の名記

何号

役人の全権

政府人等左の記載する所の約束に從ふる外
國人を取押さる權ある事

今此書を所持する日本神奈川何某(其姓名を
日本及歐羅巴文字と書き)を取締り役人を
支配—マーイエステイトのコンシエールより其業を不
法ありとする所業をおま—ブリタニヤ臣民を法
より取り捕ふべき權ある事

コンシエール名記調印

外國コンシエールを扶助—外國人を取捕ふの權

海舟書屋

安部魚一

神奈川名記調印

外國人を取捕ふべき日本取締り役人の指揮す
る規則附録—ブリタニヤの臣民日本役人の請ひ
る全権證書を見—後コンシエールを調印あり—そ
の姓名及びその業を記する—鑑札をとり—若くは是を
流すは日本役人は是を取らざる事あり—
暴行をおぼしむる日本役人全権を徴せしむる
事も此書と肯んき—取締り役人の
是を制する他の術なき事—暴厲の仕方

と云ふ是れを捕ふ

千八百六十二年一月八日横濱にて

外國事務宰相両台下に呈す

余謹て文久元年十一月二十二日附の台下の書
翰を以て落すにたり日あるは我が外國人の取締を
却て外白人より日本の司法官との間の好違を
防くべき諸事件を以余好んて助成す
此を以て若し荷蘭人日本人を對し暴行を爲
し而して之を取能んる為に論議せしむる時入

おきし時とコンシユルの求あくとも日本の司法官
人権を捕ふる爲に是れ余爲て之を同意せしむる
も事件中より於て同意せしむるは是れあり

荷蘭の法律は右件の場合を臨む人を捕ふるの
權あり故に此法律の後には余隨意に日本
の司法官より捕ふるの權を許すを得

又余の見込めを以て是れは司官の任事も甚々
困難ありを以て○余思ふは開港場を以て日
本の司法官より外白人より見分るべきを得
る程目も立中しを所積を以て預りて思ふ

御礼に於て外人常々初め見分けの鑑札を不
持する事なく且其鑑札を不
「御子時」臨んで双方より種々
快と外達を防くより却て之を
さしあつたと思へり

余台下の定ぬ多事事件の執る改吳端を為
きたり然るに改他此地の在る
人の永久の好き交誼を固定
する余々存念の確證あるを
台採用し給ん
たしを預ふ恐惶敬白

海舟書屋

日本在留荷蘭のコンシユルゼ子ラール

イ、カ、デ、ウ、イ、ツ、ト、手記

和蘭コンシユルゼ子ラールより召捕方規則を載す付

吳端中より書翰を載す付中より書付

外國奉行

和蘭コンシユルゼ子ラールより召捕方規則を載す付
之を書翰を載す付下早々評議仕可申上り
其好む事なきを然れ要右規則を載す付
各國三ニストル
共ニ併打合を成す義す付即今和蘭而
評議

丁使定跡 奉旨候了解可々事子見込之趣
申上之趣之振事有在 持具謹云

年月日

久世大和守

安藤對馬守

英國公使

以書翰申上在 各開港場おのゝ不法之振舞
之趣 砌以捕引渡方規則之義之付 昨年十一月
申打合おのゝ事今以回答を以て 右之趣
申中入之如く 英國三ニストルアールコック氏ヲ談判

海舟書屋

之趣を以申上之義之知 同人義不日 歐羅巴へ
航之用意を以て 旨通知おのゝ如く 申上之趣
決定跡 奉旨候了解可々事子見込之趣
申上之趣之振事有在 持具謹云

年月日

久世大和守

安藤對馬守

千八百六十二年 第一月十五日 日本ニ於ル 佛蘭
西使臣館ニテ

外國事務宰相台下ニ呈ス

余第十二月二十二日附ノ台下、書翰ヲ落手披
見セルニ罪ヲ犯セル人ヲ召捕方ヲ記載セリ
余酒井右京亮ト會話セシ後今年ノ經過セ
リ其時ニ當テ此質問ハ宜シク熟考ヲ欲スル
諸吏ヲ示セリ其故ハ一般ニ立ツル規則愁歎ス
ヘキ後吏混乱ニ至ラシメサル爲ナリ
是故ニ余台下ニ許容ヲ得テ此吏ヲ熟考スヘ
キヲ希望ス余此事ニ就キ良案ヲ思ヒ付ヤ
否ヤ速ニ其ヲ台下ニ告報スルナルヘシ恐惶
敬白

海舟書屋

トセントベルクル 手記

ウエーウエー 譯

葉十九号

千八百六十二年三月十二日日本日本會

外國の使臣館

江戸

外國事務宰相等々々

久世大和守

安房對馬守

各台下ノ事

余謹て二月三日附の台下の書翰を落書きし
たしを告ぐ但し此書翰を以て台下半日
奉命留の五米利加人の支配及び一取捌きの
為に取締の規則を以て致し知らざる處に
おめたり

合衆國の法律たる系律及び通常の規則は
り申す留乃西米利加人も及ぶり而して法
律の改定して該股の法律を執るを防くこと
分全備せざる者あはれれば人を罰する事と關
係せざる自餘の規則を以て致し知らせん事

余は於てい全く不用なり

余一年餘前台下の書翰に於てある法律を犯
せしと思ふは西米利加人の台下半日「コレエ
ル」に濟するを以て日米取締の役人をして捕ふ
事しと○又々余を以てあるあり右取締の捕
を為すも其に法人を捕へるは爲す要
なる外は根の暴劇を加へて又其に法人の暴
疾を制し或るは逃んたるを以て防くことありされ
る其者の繩を懸るはたうする事しと

余は告知を以て右取締の事と致し余り方

よき決して自餘の取扱を要せざる事と
下し決まらばと思へり 恐惶敬白

日本在留合衆国のミニストルレジデント

トウセントバルリス手記

追啓

通常の規則と云ふは習俗の原基一法より
て諸人普く知る所の規則なり又々原律を
官府より與ふ事所の法律なり 此の法は
共々最も全備せざる者あり

亞国公使より致す書翰の要する中六書付

外國事行

外國人共各港おるく不法之所行ありし事
捕方規則と義と付英國公使より致す書翰
キ昨酉年十一月中は書翰を以て右規則書各國
に致す事佛と云ふ事あり 同意を以て亞國公
使より致す書翰を返す事あり 自國の法律に
有る事付は國おるく列強規則に取致す事
その一切難取用と云ふ事 和蘭と返す事 暴行
及る事の事可と致す事 誤謬と云ふ事 聞入不

水陸和泉守

板倉周防守

無國公使より送出の書翰の義付

中上之書付

外國通用之合符

外國寺坊

法用港場おろく外國人其不法之振舞有るに
砌に捕方規則之義之付英佛公使同意之由申
之に趣も亦々昨年中より退く月引合有る

海舟書屋

別紙規則書同年十一月廿各國公使より片問合
お申之由の内前公使より送出の書翰に不同意
之屬云々申之無事先任公使より同二月廿
一切難取用旨申之由あり今之彼我之事情摸
通り兼々申之義も可なり也付同七月中
同國新公使の以て書翰一應に説諭お成之由書
去同月十九日差出之由付披露断然否致熟覽
勘弁仕之由出向不同意之趣申之由同大統領
決定之由仕之由送之由英佛公使之規則より同意
仕之由面々申之由あり中語取添送可也評

英國公使

以書箱中入在諸開港場如外國人不法之
振舞之等前在捕方規則之義之付英國先任
公使ルーセルワルトアールコックエスクワイル佛
公使同意之趣之申之古字葉を以て送之
付尚取捨折衷之上一定之規則を以て調各國
公使の意向合せ之由英國先任公使よりハ別紙
之趣を申上之由並葉公使よりハ墨書存之趣を
申上之由致之由先任公使并並蘭公使より

海舟書屋

書箱中 手書箱寫字進之旨 佛公使の申合
並公使の爲之 奇解之旨 吾國各地方之旨 以
由 奏此願中入在 洋具謹言

年月日

昭坂中務大輔

水野和泉守

板倉周防守

佛國公使

以書箱中入在 容歲十一月廿七日附之
諸開港場如外國人不法之振舞之等之旨

台捕方規則之義に付英國一月十五日附く答書
 中々尚熟考の上良案を存月日の中し越々越々
 其要政程に直蘭公使より異存を云々申立る最初
 英公使任公使ルーセルフアルトアールコックエスクワイル
 其許に同意を致す中より一付規則に取調問
 命知すのし知各國公使中異存を有するを云々
 難事好義に付別紙西蘭公使より出する書翰寫を
 進言す最初英國公使に同意を致す中より一付意
 相貫る如直蘭公使に萬年解く上否回答を
 之意を拜具謹言

海舟書屋

年月日

服坂中務大輔

水野和泉守

板倉周防守

外國訂好の始より考へて上を京師の文裁を倣は
 中諸藩の達言大半を不可を言ひ下過激の
 士鎖攘の論を唱ひ往々狂暴の所為を涉るの
 のあり幕府其中間より命一彼を論し改むを
 以憚る焉として其旨を達せしむ能はる文
 外人の接すれば彼を理を以て抗し勢を以て

脅し我に断決するの権なく彼まゝ我に説
 く事を肯んせし於是已むを以て暗昧
 模稜一時の苟且を希ひ偶々事を談するも
 他の聴望を悖り白日を以てせしめて暗昧を
 以て一恰も姦夫女に婦人の私遇の類を以て如き
 の觀ありさねいそ條約を議するも不白なる
 延期を請ひ或い彼ら欲する処の要港を辞し
 順首哀泣の姿に臨り主客地を換ふるも至る
 ら自給の勢にてそ利害得失の如きを辨む
 待てしと知るゝ況んや海外通商の規例

海舟書屋

き我ら未だ諳熟せざるの事にて彼ら十分
 の利を占めらるゝも恠む不足し凡物甲乙
 得ぬいと譲り前より伸ぬ以後に絶せざる
 を得れば我に許せし我まゝ彼に許さ
 る能はん況やそ興々々ものも興々々々
 於てもやそ立約の結果如何と亦及ばず
 明かり豈唯是の事あらんや某藩又を揮て
 往來の遠客を傷け某藩砲を飛して通航
 の外泊を撃つ毎に幕府と重疊の府庫を傾
 けてこれを謝らばい防衛を論まらざる其

實に軍資を以て竭きて亦如何と云ふ事あり
 特に是より其極既定の高税を減じ彼
 以往の利便を以てあつたは皆國人自
 ら傷つけ自ら毀つものなり其かの治外法権
 の依然其害毒猶今も存して人々是を窺
 み置きて不平を訴ふるは非にや嗚呼天下
 と豈一人の私有ありんや而して事の爰に至
 り豈ひとり一人の愚ありんや余も天下の愚
 を笑ふものあり

閑國起原卷三十三

海舟書屋

